

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第11号に掲げる小型定置網漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
雑魚小型定置網漁業	1	定めなし	次の漁業基点第25号、 （ア）、（イ）及び漁業基点第25号の各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 漁業基点第25号 和歌山市新和歌浦沖の蓬莱岩中央部に設置した標識 （ア）漁業基点第25号から 142° 55' 250m の点 （イ）漁業基点第25号から 168° 15' 250m の点	1月1日から12月31日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 和歌浦漁業協同組合に所属する組合員

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月29日から令和7年9月29日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和7年11月18日から令和10年11月17日までとする。

3 備考

この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。